

ショートステイ「<sup>きらり</sup>輝楽里」

(介護保険事業所番号 0770104222)

## 重要事項説明書



# ショートステイ「輝楽里」

## 重要事項説明書

(令和6年10月1日現在)

1. 設置名 社会福祉法人 なごみ
2. 事業所名 ショートステイ 輝楽里(短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護)  
(介護保険事業所番号 0770104222)
3. 運営方針
  - (1) 事業の実施にあたっては、外出が困難な方々に地域住民またはその自発的な活動等との連携または協力を得て、地域との社会交流に努めます。
  - (2) 当施設の介護職員等は、要介護者の特性をふまえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護、機能訓練による身体機能の維持、その他生活全般にわたる援助を行います。
  - (3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービス提供に努めるものとします。
4. サービス内容
  - 【食 事】朝食 8:00 ~ 提供可能  
昼食 12:00 ~ 提供可能  
夕食 18:00 ~ 提供可能
  - 【入 浴】1利用あたり1回以上、1週間に2回以上入浴していただけます。  
ただし、状態に応じ、清拭となる場合があります。
  - 【介 護】居宅サービス計画書に沿って、また、利用期間が4日以上の場合は、短期入所生活介護計画書を作成、説明し、承諾を得て下記の介護を行います。  
着替え、排泄、食事等の介助  
体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等
  - 【送 迎】希望に応じて9:00~17:00の間で施設送迎を実施します。(別途利用料金がかかります) ご利用者の人数、天候及び交通事情等により、希望の時間に添えない場合もありますので、ご了承ください。
  - 【入退所】9:00~17:00の間で入所及び退所することができます。ご利用いただく居室において、入所される方と退所される方が同室重なった場合は、退所される方の時間に合わせ入所することができます。
  - 【生活相談】生活相談員等に、介護以外の日常生活に関することも含めて相談できます。
  - 【機能訓練】日常生活動作の機能維持、向上のために機能訓練を行います。
  - 【理美容サービス】当施設では月に2回以上、理容師および美容師によるサービスを提供できます。(別途利用料金がかかります)
  - 【レクリエーション】当施設では、季節ごとの行事を行います。行事によっては、別途で参加費がかかる場合もあります。
5. 利用料金
  - ※ (1)・(2)の料金に関しては2割負担の方は1割料金の2、3割負担の方は3を乗じた金額となります。
  - (1) 介護予防ショートステイ利用料(1日あたり)

要介護度	利用者負担額(1割)
要支援1	529円
要支援2	656円

(2) 介護予防ショートステイ利用料（1日あたり）

※連続利用31日目以降

要介護度	利用者負担額（1割）
要支援1	503円
要支援2	623円

(3) ショートステイ利用料（1日あたり）

要介護度	利用者負担額（1割）
要介護1	704円
要介護2	772円
要介護3	847円
要介護4	918円
要介護5	987円

(4) ショートステイ利用料（1日あたり）

※連続利用61日目以降

要介護度	利用者負担額（1割）
要介護1	670円
要介護2	740円
要介護3	815円
要介護4	886円
要介護5	955円

(5) 加算（該当するもののみ）

加算名称	1日又は1回	1割負担額
夜勤職員配置加算Ⅱ	1日あたり	18円
夜勤職員配置加算Ⅳ	1日あたり	20円
若年性認知症受入加算	1日あたり	120円
療養食加算（予防あり）	1回あたり	8円
口腔連携強化加算	1回あたり	50円
生産性向上体制推進加算Ⅰ（予防あり）	1月あたり	100円
生産性向上体制推進加算Ⅱ（予防あり）	1月あたり	10円
個別機能訓練加算（予防あり）	1日あたり	56円
機能訓練体制加算	1日あたり	12円
緊急短期入所受入加算	1日あたり	90円
看護体制加算Ⅰ	1日あたり	4円
看護体制加算Ⅱ	1日あたり	8円
看護体制加算Ⅲ	1日あたり	12円
看護体制加算Ⅳ	1日あたり	23円
看取り連携体制加算	1日あたり	64円
認知症専門ケア加算Ⅰ	1日あたり	3円
認知症専門ケア加算Ⅱ	1日あたり	4円
サービス提供体制強化加算Ⅰ（予防あり）	1日あたり	22円
サービス提供体制強化加算Ⅱ（予防あり）	1日あたり	18円
サービス提供体制強化加算Ⅲ（予防あり）	1日あたり	6円
送迎加算（※）（予防あり）	（片道）	184円

長期利用提供減算（31日目～60日目）	1日あたり	30円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ（予防あり）	1回	月額算定した所定単位の14%
介護職員等処遇改善加算Ⅱ（予防あり）	1回	月額算定した所定単位の13.6%

※送迎について

- ・送迎サービス通常提供地域は、福島市（茂庭地区を除く）の区域とし、送迎サービス通常提供地域の境界を越える、送迎サービス範囲は相談の上、提供します。なお、その費用は、その境界より起算し、送迎距離（km単位）に50円を乗じて得た金額となります。
- ・送迎の時間は、入所退所共に9:30～17:00までとします。（緊急の場合はこの限りではありません）
- ・他のご利用者と時間が重なった場合はご希望の送迎時間に沿えない場合もあります。

(6) 食費（①は限度額認定非該当の方、②は負担限度額認定の有る方）

- ①（1日あたり）1,680円（朝 460円 昼（おやつ含む）640円 夜 580円）  
 ②（基準費用額）1,445円（朝 395円 昼（おやつ含む）550円 夕 500円）

※負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載している負担限度額となります。

区 分	負担限度額
利用者負担第1段階	300円
利用者負担第2段階	600円
利用者負担第3段階 ①	1,000円
利用者負担第3段階 ②	1,300円
利用者負担第4段階以上	1,680円

(7) 滞在費（①は限度額認定非該当の方、②は負担限度額認定の有る方）

- ①（1日あたり）2,150円  
 ②（基準費用額）2,066円

※負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載している負担限度額となります。

区 分	負担限度額
利用者負担第1段階	880円
利用者負担第2段階	880円
利用者負担第3段階	1,370円
利用者負担第4段階以上	2,150円

(8) その他の料金

- ①嗜好による献立変更を希望される場合は、その実費を申し受けます。

1食1品 300円

②理美容費

調 髪	実費（専門業者による理美容を利用）
-----	-------------------

- ③日常生活品の購入代金等、利用者にご負担いただくことが適当であるものにつきましては、ご持参いただくか実費でのご負担となります。

洗 濯 料	施設内で洗濯可能な衣類等については無料ですが、クリーニングを必要とするものについては実費ご負担いただきます。
-------	--

衣 類	下着、パジャマ、普段着、タオル等についてはご持参いただくか、利用者負担となります。
日 用 品	歯ブラシ、歯磨き粉、化粧品等のご持参いただくか、利用者負担となります。
嗜 好 品	個人の趣味、嗜好品（菓子、タバコ、お酒等）は利用者負担となります。
教養娯楽品	個人用の新聞、雑誌等は利用者負担となります。
通 信 費	個人の電話代、郵送代は利用者負担となります。

#### (9) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合は次に定めるキャンセル料をお支払いいただきます。なお、身体的に緊急やむを得ない理由の場合はこの限りではありません。

##### ① 食費のキャンセル料

入所予定日を含む1週間以内のご連絡の場合・・・利用予定日数の内最大5日分

##### ② サービス費キャンセル料

入所日の前日午後5時以降のご連絡の場合・・・1日のショートステイ利用料の30%に利用予定日数を乗じた額

※上記以前でのキャンセルのご連絡は、全て無料となります。

#### (10) 支払い方法

\*金融機関口座からの自動引落とし（金融機関により引落とし手数料が違います）

当施設で用意する手続きにて、各金融機関本支店より自動引落としが可能です。

毎月20日までに前月分の利用料請求書を送付致しますので、支払い期日前日（26日）までにご準備願います。

※介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、当該月の費用を全額お支払いいただきます。お支払いいただきますと、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市町村の窓口へ提出しますと自己負担額（費用の1割から3割と食費ならびに滞在費）を除く金額が払い戻しされます（償還払い）。

### 6. 当施設（特別養護老人ホーム併設）の職員の構成と勤務体制

#### (1) 職員構成と職務

職 名	職 務 内 容	人 数
施 設 長	施設の職員および業務を管理します。	1名
事 務 長	施設の職員および業務の管理補佐をします。	1名
医 師	利用者の健康管理、療養上の指導を行います。	1名
生活 相談員	利用者の日常生活上の相談・援助等を行います。	1名以上
管理栄養士 栄養士	利用者の栄養や身体の状態および嗜好を考慮した献立の作成、調理指導を行います。	1名以上
歯科衛生士	利用者への専門的な口腔ケアを行い、利用者、介護職員に対して助言・指導を行います	1名以上
介護支援 専門員	施設介護計画を作成し、施設内および他機関との連携を図ります。	1名以上
事 務 員	会計、庶務等の事務処理を行います。	3名以上
看護職員	医師の指示を得て、利用者の健康保持のための適切な措置をとります。	4名以上

機能訓練 指導員	上司の命を受け、利用者の状況に応じて機能訓練を行います。	1名以上
介護職員	上司の命を受け、利用者の生活全般の介護、援助を行います。	50名以上

## (2) 基本勤務体制

早番	07:00 ~ 16:00
日勤	08:30 ~ 17:30
遅番	13:00 ~ 22:00
夜勤	22:00 ~ 07:00

7. 入所定員 20名 (2ユニット：1ユニットあたり10名)  
(特別養護老人ホーム空床利用時は合計120名)

## 8. サービス内容に対する苦情の受付

(1) 苦情は、面接、電話、手紙等により、苦情受付担当者が随時受け付けします。

苦情受付担当者 生活相談員  
 解決責任者 施設長 八島 宏一  
 電話番号 024(573)1165

(受付時間 日祭日を除く 午前8時30分～午後5時30分)

また、当法人の第三者委員に直接苦情を申し出ることも出来ます。

第三者委員 齋藤 牧子  
 電話番号 024(559)0743  
 第三者委員 佐藤 都子  
 電話番号 024(556)1001

(2) 苦情受付の報告と確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情は、苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。ただし、苦情を申し出た方が、第三者委員への報告を拒否した場合は、その限りではありません。第三者委員は、内容を確認し、苦情を申し出た方に対して報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情を申し出た方と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情を申し出た方は、第三者委員の助言や立会いを求めることが出来ます。なお、第三者委員立会いによる話し合いは、次により行います。

- ①第三者委員による苦情内容の確認
- ②第三者委員による解決案の調整および助言
- ③話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 福島県運営適正化委員会の紹介

当事業者で解決できない苦情は、福島県運営適正化委員会に申し立てることが出来ます。

事務局 〒960-8141 福島市渡利字七社宮111  
 福島県総合社会福祉センター2階  
 電話番号 024(523)2943

(5) 苦情処理に係る市町村及び国民健康保険連合会の窓口

福島市介護保険課介護給付係  
 電話番号 024-525-6587  
 国民健康保険連合会  
 電話番号 024-528-0040

## 9. 非常災害時の対応

当施設は、火災、地震、水害等の非常災害に関して具体的な対処計画を立て、それらの非常災害に備えて、定期的に避難・救出、その他の必要な訓練を行っています。

## 10. 協力医療機関

利用中に健康状態が悪化し、なおかつ緊急を要する場合には、当施設の協力病院に搬送いたします。但し、事情により協力医療機関に搬送が困難な場合は、救急隊に一任し、搬送先がわかり次第ご家族様に連絡いたします。

- ・医療法人社団敬愛会 福島西部病院  
福島県福島市東中央三丁目15  
電話番号 024(533)2121 (代)
- ・医療法人社団敬愛会 福島南循環器科病院  
福島県福島市方木田字辻の内3-5  
電話番号 024(546)1221 (代)
- ・社会福祉法人 恩賜財団済生会支部福島県済生会 済生会福島総合病院  
福島県福島市大森字下原田25番地  
電話番号 024(544)5171 (代)
- ・社会利用法人福島厚生会 福島第一病院  
福島県福島市北沢又字成出16-2  
電話番号 024(557)5111 (代)
- ・ふくしま心臓と血管のクリニック  
福島市御山字検田60-1  
電話番号 024(563)3065

## 11. 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のための次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止に関する責任者を置き、組織的な体制の整備。
- (2) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施。
- (3) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置と定期的な開催。
- (5) 虐待防止のための指針の整備。
- (6) その他虐待防止のために必要な措置。

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者は家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通達するものといたします。

## 12. 身体拘束の制限

事業所の職員は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録いたします。

## 13. その他の留意事項

- (1) 外出 利用者が外出しようとする時は、その都度外出先、用件、帰着予定時刻を管理者に届け出て、その承認を得るものとします。
- (2) 身上変更届出 利用者及び利用申請者は、その身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出るものとします。

(3) 利用の中止

利用途中にサービスを中止して退所をする場合、退所日までの日数を基に計算します。以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合
- ・その他、事業者が利用の継続が困難と判断した場合

(4) 利用の終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ア) 利用者がほかの介護保険施設に入所した場合
- イ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ウ) 利用者が死亡した場合
- エ) 利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告した日から30日を超えて支払わない場合。
- オ) 利用者や家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただくことがあります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- カ) やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合があります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

(5) 施設利用に当たっての留意事項

①面 会

面会時間は特に定めません。ご都合の良い時間においで下さい。なお、玄関先の自動ドアは午後8時から午前8時までロックされております。ご面会の方は通用口からの出入りとなります。

また、感染防止対策によっては、面会方法が変更になることがあります。

②喫煙・飲酒

基本的に自由となっております。喫煙については所定の場所をお願いいたします。なお、自己管理できない方および当施設で自己管理できないと判断した場合は、介護員室でお預かりさせていただき、利用者の希望により提供いたします。

③所持品の持ち込みについて

可燃物、刃物、劇薬指定物等、利用者の共同生活の場として不適切なものについての持ち込みは一切お断りいたします。

④施設、設備の使用上の注意

ア) 居室および共用施設・敷地は、その本来の用途に従って利用してください。

イ) 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたのにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、利用者の自己負担により現状に戻していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

ウ) 利用者に対するサービスの実施および安全衛生上や管理上の必要があると認められる場合は、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

エ) 当施設の他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような行為及び宗教活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 緊急時の対応方法

- ①当事業所は、事故が発生した場合、または利用者の病状の急変が生じた場合等のため、配置医師および協力医療機関との連携方法及び緊急時の対応方法を定めておくものとします。また、この対応方法は定期的に見直し、必要に応じて変更するものとします。
- ②事故が発生した場合、また、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、利用者に対し応急措置、医療機関への搬送等の策を講じるとともに、すみやかに家族等および関係諸機関に事故の発生状況および今後の対応等について報告します。
- ③施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- ④施設は自己の責めに帰すべき理由がない限り、損害を賠償しません。とりわけ以下に示す場合には、その賠償責任を免れます。
  - ア) 利用者または代理人が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
  - イ) 利用者または代理人が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対し、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
  - ウ) 利用者の急激な体調の変化や不慮の転倒・転落等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
  - エ) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(7) 利用者の身体的状況

老人性骨粗鬆症は、加齢とともにその発生率が増大し、ちょっとした動作や外力によって骨折を起こすことがあります。ご承知おきください。

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

- (1) 実施の有無 実施無し

『ショートステイ 輝楽里』入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明をいたしました。

重要事項説明日

令和 年 月 日

<事業所>

所在地 福島県福島市泉字式斗蒔 17-1  
名称 社会福祉法人なごみ ショートステイ輝楽里  
代表者名 施設長 八島 宏一

説明者 職名 生活相談員  
氏名

私は、契約書及び本書面により、ショートステイ 輝楽里 についての重要事項の説明を受け、同意いたしました。

【利用者】

住所

氏名

【家族】

住所

氏名

続柄 ( )